ニューズレター

平成31年1月発行
第29号
Newsletter

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
Victim Assistance Center of Hiroshima
公益社団法人 広島被害者支援センター

〒730-0032 広島市中区立町1番24号有信ビル6F　TEL082-245-6667／FAX082-245-6668
URL：http://www13.plala.or.jp/vach2-13/

広島地方検察庁
総務部長
横　山　繁　夫

年頭のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

広島被害者支援センター並びにその運営を支えておられる会員及び支援活動員の皆さま方におかれましては、日頃から検察庁の被害者支援活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

検察庁では、犯罪者の適正な処罰を目指して活動しておりますが、被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の方の境遇や心情にできる限り配慮した捜査・公判活動を行っていきたいと考えており、刑事手続の進捗状況や被害者通知、被害者参加などの各種支援制度を丁寧に説明するよう心掛けているほか、被害者の方専用の待合室、相談室も整備しています。

犯罪の被害から立ち直るには十分な時間が必要であり、支援に携わる関係機関・団体等が、情報を共有しながら、専門性を発揮し、互いに協力し合って切れ目のない支援を継続してこそ、被害に遭われた方の真の立ち直りが可能になるものと考えております。

広島被害者支援センターの皆さま方を始め、被害者支援に携わっておられる関係諸機関・団体の方との連携を深め、より充実した支援に結び付けたいと願っておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いします。

公益社団法人
広島被害者支援センター
理事長
山　本　一　隆

年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。ご家族共々希望に満ちた新しい年を迎えられた事と思います。

本年の干支の猪は、自分の意思を持って突き進むと言われております。

広島被害者支援センターも平成16年に設立し、被害者等の方々が少しでも早く被害に遭う前の生活に近い状態に戻って頂くために、支援活動員さんを中心にぶれることなく被害者等のニーズに応える支援活動を展開して参りました。その活動が全国的にも認められ、平成29年度には当センターが、平成30年度には役員・職員が警察庁長官・全国被害者支援ネットワーク理事長連名表彰等を受賞することが出来ました。私自身も改めて被害者支援活動の重要性を認識しました。支援活動は、被害に遭われた方等の立場でそれぞれ気持や要望が異なります。支援活動も非常に幅広いものとなっておりますが、近年の特徴として気になるのが、自センター単独では被害者等の要望に十分な支援ができない事案が増加していることです。本年は当センター設立15周年を迎えることになりますが、この機会に初心に返り、支援活動員のレベルアップだけでなく財政基盤を確立し、他センターとの連携の強化に努め、これまで以上に被害者等の要望に添ったきめ細かい支援活動ができる様、組織体制を整えて行きたいと思いますので、本年も皆様方のご支援ご協力をお願い致しまして、新年のご挨拶とさせて頂きます。

全国被害者支援ネットワーク創立20周年特別表彰受賞

犯罪被害者等早期援助団体の理事長として多年にわたり団体の運営、財政基盤の強化人材の育成、効果的な広報啓発活動等に関し顕著な功労があるものに対して授与される特別表彰を当センターの山本一隆理事長が、なら犯罪被害者支援センター西口廣宗理事長、かごしま犯罪被害者支援センター久留一郎理事長と共に警察庁長官・全国被害者支援ネットワーク理事長連名表彰を受賞しました。

また、各県支援センターにおいて犯罪被害者支援の維持、発展に顕著な功労があった職員として当センター事務局の池田ゆみさんがネットワーク理事長表彰を受賞しました。更に各県被害者支援センターにおいて支援活動に関し、多大な協力及び貢献したと認められ当センター後藤信行理事が全国被害者支援ネットワーク理事長感謝状を受賞しました。

受賞されました皆様には、日頃のご労苦に対し心から感謝すると共にお祝いを申し上げます。

平成30年度の支援活動状況

支援活動月別件数 ▼

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
電話相談開設日数	26	25	28	26	24	24	26	24	24	227
電話相談件数	32	41	36	14	20	15	35	39	34	266
面接相談件数	2	0	3	2	2	3	7	5	3	27
直接支援件数	14	30	55	38	33	60	46	74	59	409
弁護士相談件数	0	0	2	3	0	3	0	1	2	11
臨床心理士相談件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

電話相談内容分類 ▶

殺人	3
暴行傷害	17
性的被害	18
DV	13
虐待	0
ストーカー	4
交通被害・事故	15
消費者問題	1
財産的被害	24
その他	145
問合せ	26
計	266

被害者支援　講演会・トークショー及び演奏会開催

平成30年度の犯罪被害者週間行事として、12月１日、広島市中区の中国新聞社ホールにおいて、150名の参加を得て、被害者遺族の磯谷富美子さんの講演、エリザベト音楽大学大学院生・学生４名によるフルート演奏会、広島東洋カープの高橋樹也・長井良太両選手によるトークショーを開催することができました。

磯谷富美子さんは「闇サイト殺人事件の被害者遺族となって」という演題で講演されました。最愛の娘さんが帰宅途中に闇サイトで集まった３人の加害者に拉致され頭部と顔をハンマーなどで殴打されて殺害され、死体を遺棄されたという残酷な事件について、まず、事件当時のテレビニュース報道をまとめたDVDを視聴しました。

続いて、無残な遺体との対面した際の悲しみ、痛みや苦しみ、通夜や葬儀での心境、身内による支援の有難さ、警察での事情聴取や報道による二次被害、日本の司法制度に対する疑問点などをお話しされたあと、この事件を風化させないことで同様の被害を防止して欲しいことと闇サイトの法的規制と刑罰の強化を訴えられました。とりわけ強調されたのは、司法制度への疑問です。

１つは、何の落ち度のない被害者がある日突然、犯罪を目的とした闇サイトで集まった加害者たちによって殺害されたという不条理さに対して、第１審において死刑となった１人の被告人が控訴を取り下げ死刑が確定して後に執行されたものの、他の２人は控訴し「被害者が１人である本件では、死刑選択がやむを得ないと言えるほど悪質な要素があるとは言えない」という理由によって第２審で無期懲役（検察側の最高裁への上告は棄却）が確定したことの理不尽さです。これは正に、殺人被害者が１人であると死刑にはならないという「永山基準」であり、犯行の動機、状況や被害内容の度合いに関係なく機械的にこの基準に当てはめられたような印象に対する憤りを述べられました。また、前科が無く「犯罪傾向性は進んでいないと言える」という判決理由により無期懲役が確定した被告のうちの１人が、一か月も経たないうちに、

この事件の以前に強盗殺人事件と強盗殺人未遂事件を起こしていたことが判明した理不尽さです。一度確定した刑罰は一事不再理という原則により変更されないことに対する疑問を投げかけられました。もう１つは、被害者側の国選弁護人制度の問題点です。被告には第１審で被告１人につき２人の、第２審では被告１人につき３人の国選弁護人が付きましたが、被害者側は被害者参加制度により国選弁護人を付けることはできるが、この場合、現金や預貯金が200万円未満という条件があり、それ以上ある場合は自分で弁護士費用を負担しなければならない点です。

磯谷さんは、事件後多くの報道関係者が自宅に取材に来ることで近隣に迷惑がかかることや、見ず知らずの人が訪ねてくることで恐怖を感じたことから転居を余儀なくされました。その一方、第１審判決後、３人の死刑を求める署名活動をされたところ、街頭やインターネットを通じて33万人を上回る署名があり、その中で、さまざまな励ましや応援のメールをもらったことや、事件直後から被害者サポートセンターあいちの支援員のサポートを受けたことに有難さを感じたと述べられました。

演奏会では、モーツアルト作曲「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」などクラシックからクリスマス・メドレーまで、普段あまり見たことない３種類のフルートを使用した美しいアンサンブル演奏により心癒されることができました。また、トークショーでは、緊張した面持ちの若いカープ選手の微笑ましい応答と来シーズンの活躍を約束する言葉に勇気をもらいました。

ロビーで募金活動も行いました

たくさんの方から募金を頂きました。被害者支援活動のために大切に使わせて頂きます。ありがとうございました。

募金をいただいた方には手作りグッズをお渡ししました。

街頭キャンペーンの実施

11月25日から12月１日までの犯罪被害者週間に合わせて11月26日（月）午前７時30分から、JR広島駅の協力を得て広島駅南口広場で街頭キャンペーンを実施しました。広島県、広島県警、広島市をはじめ第六管区海上保安本部、保護観察所、法テラス等９団体に加え、昨年に引き続き比治山女子高校ソフトテニス部の生徒さん14名や安田女子大学心理学科２年の学生４名が参加してくれて総勢50名余りで通勤・通学客等に対して「被害者支援にご協力を」と声を掛けながらパンフレットやチラシの入った啓発グッズ2500個を配布し、犯罪被害者支援活動に対する理解と協力を呼びかけました。

その様子は、在広民放テレビ局３社が放映したほか、新聞にも掲載されました。

市町・関係機関団体犯罪被害者等支援関係職員研修開催

この研修は、関係機関・団体の職員を対象に、関係機関・団体が連携して、犯罪被害者等施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等施策の総合的な推進や情報提供・相談に当たって必要となる基礎知識を習得することを目的としています。

前期は、９月28日福山・10月５日三次・11月２日広島の３会場（いずれも13：30～15：30）で講義とグループ討議を行いました。

講師は当センター副理事長（比治山大学教授・臨床心理士）の兒玉憲一先生が担当しました。

各会場で、県・警察職員及び市町の職員、延べ58名の参加が有り、「犯罪被害者支援のポイントについて」という内容の講義と、模擬事例を使ったロールプレイを通して、各関係機関・団体でできる被害者への支援について熱心に学びました。

後期は、平成31年１月16日（水）被害者ご遺族の高松由美子さんのお話を聴く予定です。平成９年の夏に、当時高校１年生だった長男を同級生らの集団暴行で失われた、被害者遺族としてのお気持ちをお聞きすることとしております。

バス・電車・タクシー及び病院等での広報活動の実施

当支援センターでは、今年度は年間を通じてタクシーによる広報活動を行うと共に、被害者週間にあわせて自治体やバス協会・トラック協会をはじめ交通事業者及び総合病院等のご協力をいただき、公共施設やバス・電車内にポスターの掲示をしていただき広報活動を実施しました。

電車内広告

＜ポスター掲示にご協力をいただいた交通事業者・総合病院等＞　広島電鉄株式会社、（広島市）、広島バス株式会社（広島市）、広島交通株式会社（広島市）、広島高速交通株式会社（広島市）、芸陽バス株式会社（東広島市）、株式会社中国バス（福山市）、鞆鉄道株式会社（福山市）、備北交通株式会社（庄原市）、因の島運輸株式会社（尾道市）、本四バス開発株式会社（尾道市）中国ジェイアールバス株式会社（広島市）、おのみちバス株式会社（尾道市）、エイチ・ディー西広島株式会社（広島市）、宝塚タクシーグループ（広島市）、県立広島病院（広島市）、広島大学病院（広島市）、広島市民病院（広島市）、国立病院機構呉医療センター（呉市）、ＪＡ広島総合病院（廿日市市）、広島赤十字・原爆病院（広島市）、浜脇整形外科病院（広島市）、株式会社広島バスセンター（広島市）、JR広島駅（広島市）〈順不同〉

テレビCMでの広報活動

在広民放２社（RCC・テレビ新広島）と風見しんごさんの協力を得て、風見しんごさん出演のテレビCMを11月15日から12月１日迄放映したところ、最近低調であった電話相談の件数がこの期間だけで約２倍となり、改めてテレビCMの効果を認識しました。

風見しんごさんへ感謝状

2018年12月20日　TBS会議室にて

当センターの活動に理解と協力をいただいた、風見しんごさんに感謝状をお渡ししました。

共同募金「社会課題解決プロジェクト」への参加

犯罪被害者の支援活動を支える経費は、企業・団体・個人の会費・寄付によるところが大です。その財源確保のため、平成23年度から実施している共同募金会と連携した募金活動「社会課題解決プロジェクト」に今年度も参加しました。**募金の期間は平成31年１月１日から３月31日までの３ヶ月間です。**

この募金活動にご協力頂いた支援金は、犯罪や事故等の被害に遭われた遺族等の支援活動に活用する資金であります。不幸にして犯罪や事故に巻き込まれた方々には、支援の手が充分に差しのべられる事がありません。精神的にも経済的にも苦しんでおられます。こうした被害者等を県民皆で支えて行く共助の気運を作るためにもご協力をお願い致します。

自販機設置ご協力ありがとうございます

廿日市佐方　市民会館

宇品　一休さん

昭和町　もみじ銀行

編集後記

最近の支援活動で感じることは、事件発生場所と被害者の出身地（住所地）等が異なる事案が増加していることです。そのため裁判場所と遺族等の居住地が異なるため、自センターのみの支援では十分な支援が行えません。今後は、警察・検察等と緊密な連携を行って事件の進捗状況を把握するとともに、遺族等に関わる両センターが互いに詳細な情報提供を行いながら支援していくことが大切であると思われます。そうすることが、被害者等との信頼関係の構築に繋がり、被害者等の要望に応えられるきめ細やかな支援になると感じています。

電話・面接でのご相談まずはお電話ください

相談は、無料です。
相談の内容は決して漏れることはありません。
安心してご相談ください。

相談無料
秘密厳守

電話相談 ☎082-544-1110

【相 談 日】毎週月曜日～土曜日
第1、第3日曜日
【相談時間】午前9時から午後5時まで
※祝日、8月13日～16日、12月28日～1月4日を除く

（公益社団）広島被害者支援センターをサポートしてくださる

賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートしてくださる会員を募集しています。

1 賛助会員とは

センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面での支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。

2 賛助会員の種類と会費

賛助会員（年会費）は、

個人会員	1口	2,000円
法人・団体会員	1口	10,000円

口数に制限はありません。
その他、寄付も随時受け付けています。

3 振込み先

銀行をご利用の方
広島銀行県庁支店　口座番号（普通）3007871
加入者名　社団法人 広島被害者支援センター
理事長　山本　一隆

郵便局をご利用の方
口座番号　01310−6−57119
加入者名　社団法人 広島被害者支援センター

4 入会していただくと

年2回発行予定の「ニューズレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。

本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。